

足柄上商工会
危機管理マニュアル
事業継続計画

令和4年7月1日 作成

Ver.1.00

— 目 次 —

第1章 事業継続力強化の目的

1. 目的
2. 基本方針
3. 重要なサービス（中枢事業）について

第2章 緊急事態等の発生に備えた、平時の対策及び推進体制整備に関して

1. 災害などのリスクの確認・認識
2. 緊急事態等の発生が事業活動に与える影響（被害想定）
3. 平時における事前対策
 - － 1. インフラが受ける影響への対策
 - － 2. 商工会事業が受ける影響への対策

第3章 緊急事態等発生時の対応

1. 前提条件
2. 自然災害等における危機ランクAへの対応（感染症を除く）
3. 自然災害等における危機ランクB及びCの対応（感染症を除く）
4. 感染症等発生における危機への対応

別紙

- 別紙1. 非常時持出品および準備品一覧
- 別紙2. 避難ルート
- 別紙4. 危機対策本部機構図（緊急連絡網）
- 別紙5. 関係機関連絡先一覧

報告様式

- 様式1. 被害状況等 統括報告書
- 様式2. 事業者 被害状況調査票
- 様式3. 要望・特記事項 報告書
- 様式4. 職員被害状況調査報告書

第1章 事業継続力強化の目的

1. 目的

当会は、地域の総合経済団体として、商工業の改善発達を図る使命を担っている。緊急事態等（自然災害・人工物破損起因の災害・感染症拡大・犯罪他）有事の際は、管轄エリアである中井町・大井町・松田町・開成町と連携を図り、被災した小規模事業者等の支援業務を行って事業が維持継続できるよう支援に努める責務がある。

本計画は、有事において、役職員及びその家族の安全を確保しながら、商工会の使命を果たすために支援業務を維持継続・運営することを目的として策定したものである。

2. 基本方針

以下の基本方針に基づき、緊急時における事業継続に向けた対応を、被災被害を極小化しながら迅速かつ効率的に実施する。

- 役職員及びその家族の生命・安全・生活を守る
- 商工会の事務局機能・提供するサービスを維持し、また回復を図る
- 会員の安否確認及び復旧・復興を支援する
- 地域の復旧・復興を支援し、活力を取り戻す

3. 重要なサービス（中枢事業）

緊急時に優先的に継続・復旧させるサービスは、次のとおり。

- 事務局機能の維持
- 提供する経営支援サービスの維持

第2章 緊急事態等の発生に備えた、平時の対策及び推進体制整備に関して

1. 災害等のリスクの確認・認識

当会が所在する地「松田町松田惣領 2083-2」及び商工会館（鉄骨造 2 階建 延べ床面積 302.71 m² 耐震性／強度不足）は、次のリスク環境下にある。

(1) 地震

当地域には次の 3 つの断層があり、それぞれ地震発生リスクが存在している。

○ 塩沢断層帯（山北町－御殿場市に至る断層帯）

M6.8 程度もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。平均活動間隔は 800 年程度。今後 30 年以内に発生する確率は 3.68%（J-SHIS 参照）であり、国内の活断層の中では高いグループに属している。

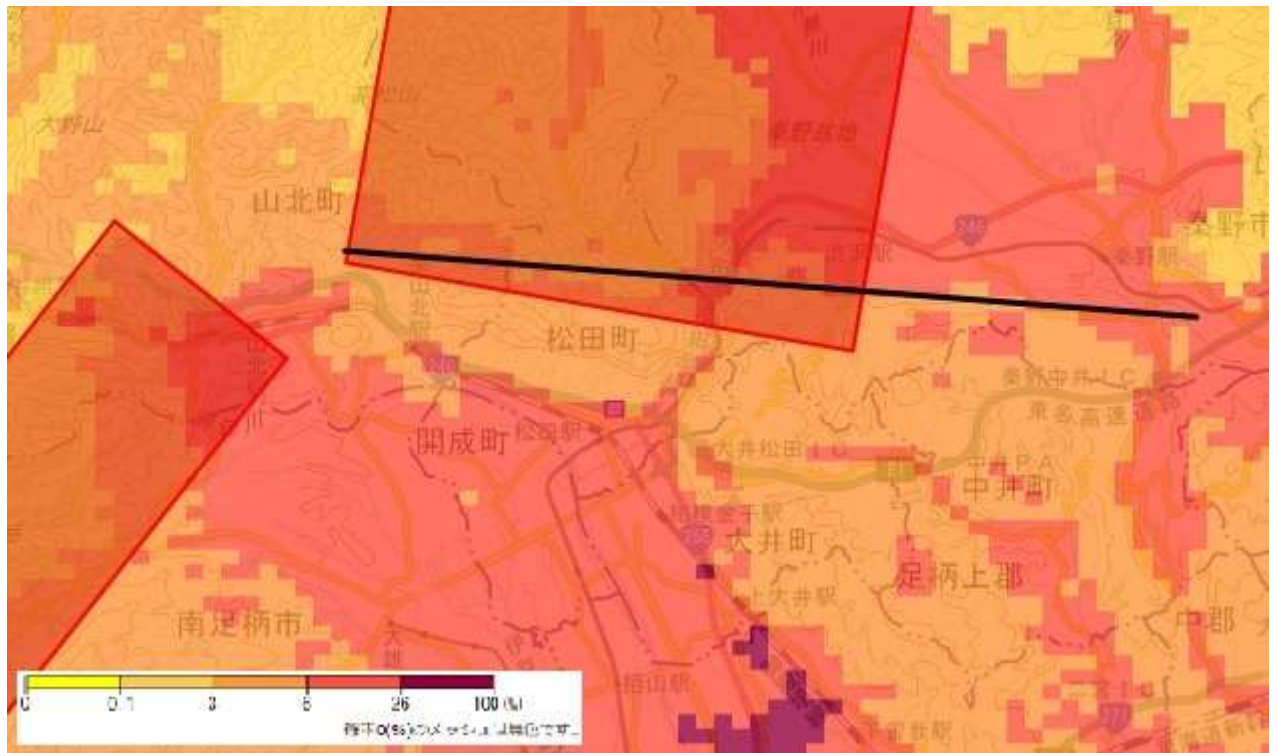
○ 平山－松田北断層帯（南足柄市－山北町－開成町－松田町－大井町にかけての断層帯）

当会のすぐ上を走る断層で、M6.8 程度の地震が発生する可能性がある。平均活動間隔は 4～5 千年程度。今後 30 年以内に発生する確率は 0.25%（J-SHIS 参照）だが、0.6%とするデータもあり、確率の最大値をとると国内の活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

○ 国府津－松田断層帯（大井町－大磯丘陵西縁に延び、相模湾内に至る断層帯）

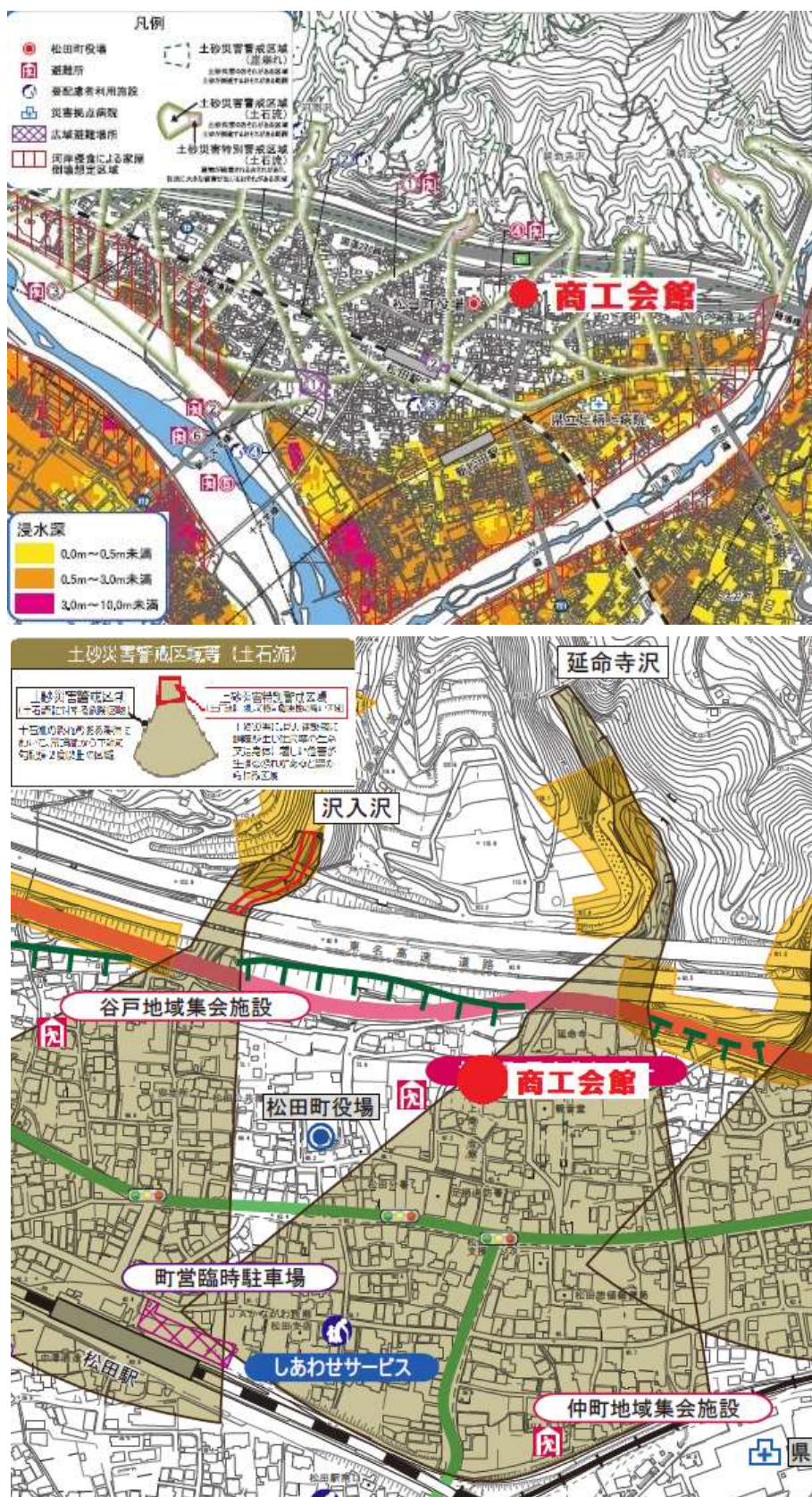
フィリピン海プレートと陸側のプレートとの沈み込み境界で発生する地震に伴って活動したと推定される。最新活動時期は西暦 1350 年以前（1293 年と推定）。平均活動間隔は約 800－1300 年程度で、相模トラフの海溝型地震の数回に 1 回の割合で活動したことに相当。

また、当会の活動拠点となる事務所所在地の「今後 30 年以内に震度 6 強以上の揺れに見舞われる確率」は、6.26%であり、高い水準となっている（J-SHIS 参照）



(2) 土砂災害

松田町土砂災害ハザードマップによると、当会所在地は土石流による土砂災害の警戒区域であり、集中豪雨や長雨、地震などにおいてリスクが高い地である。



(3) 感染症

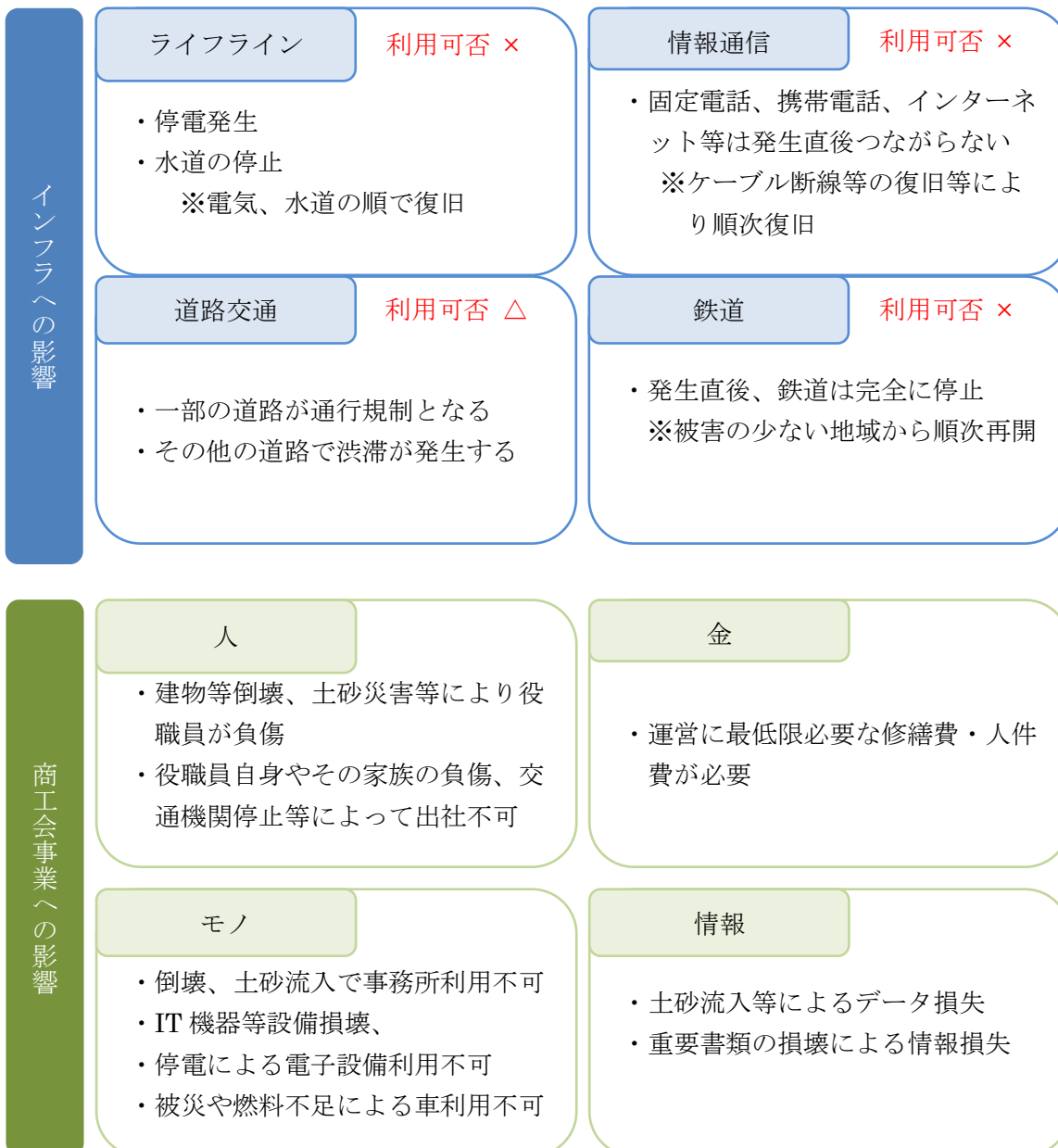
感染症は、病原体が人の体内にから人へ入ることで引き起こされる疾患で、人から人へ、また人以外から空気感染・接触感染・飛沫観戦などによりうつる病である。人への健康被害が大きく、また被害は国内全域や全世界的に広がりやすい特徴がある。当会業務においても、感染者が全国各地で発生した場合、人と人との接触自体がリスクになることから、人の移動の制限などにより、事業の継続に支障をきたす可能性がある。当会で懸念されるリスクは次の通り。

- 役職員自身や家族の発症に伴う就労の困難
- 学校の閉鎖や介護サービスの停止等により役職員などの出社が困難
- 商工会組織などにおいてクラスターが発生し、一時機能停止となるおそれ

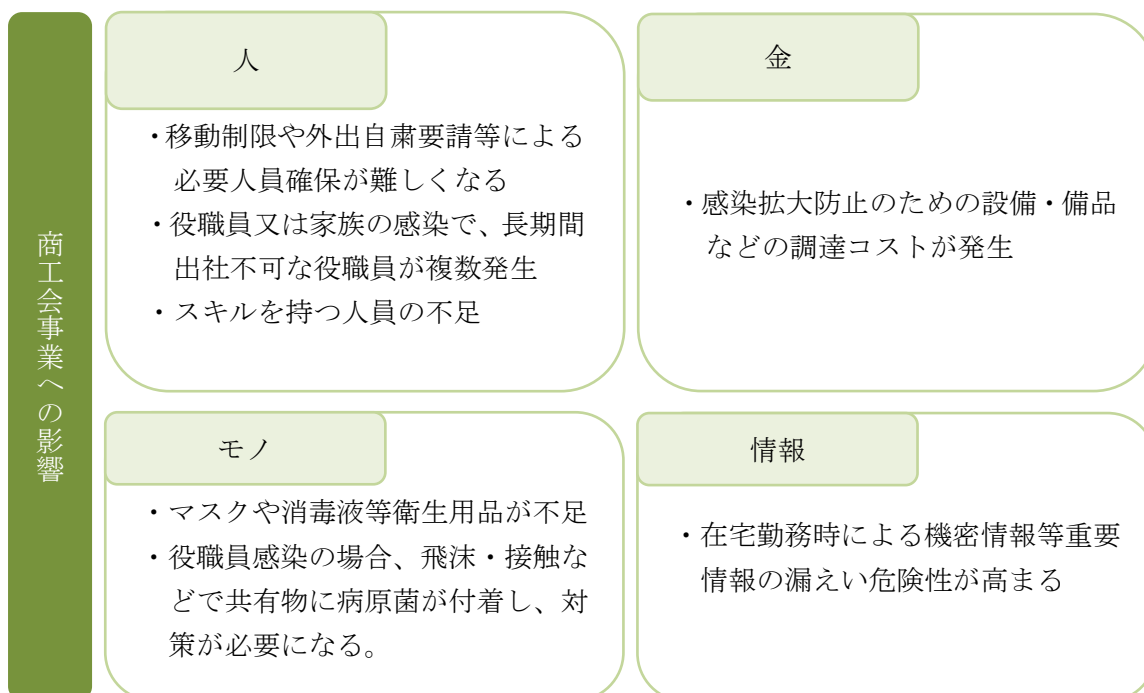
2. 緊急事態等の発生が事業活動に与える影響（被害想定）

(1) 大地震や大規模土砂災害等の発生により想定される被害状況

当会で想定される大震災や大規模土砂災害等の発生による被害状況は次のとおり想定する。



(2) 感染症の発生により想定される被害状況
感染症拡大の影響で想定される被害は次の通り。



3. 平時における事前対策

重要なサービス（中枢事業）を提供するための事前対策は次のとおりである。

3-1. インフラが受ける影響に対する対策

(1) ライフラインが受ける影響への対策

・停電への対策

バッテリー内蔵型情報端末の積極導入を図るとともに、無停電電源装置（導入済）による停電の備えを実施する。また、ポータブル充電器及び自家発電設備の導入を図る。

ほかに、非常時に備え下記のを最低限用意・備蓄する。

- 懐中電灯・電池
- 手動充電式ライト
- 手動ないしソーラー携帯充電器
- ランプ・ランタン など

・水道停止への対策

万一の水道停止に備え、3日分の飲料水を備蓄する

(2) 道路交通が受ける影響への対策

・自動車なしで業務を行える環境を構築

自転車の導入を図り、道路の崩壊損傷、燃料不足などでも支援事業が可能な体制を整える。

(3) 情報通信が受ける影響への対策

・災害掲示板の活用

情報通信は発災時機能しないことが想定されることから、4町行政等が設置する災害掲示板を活用する。また、すべてがアナログで行わなければならない事態が想定できるため、下記のを準備する。

- 手動電動式ラジオ
- 筆記用具・ノート など

(4) 鉄道が受ける影響への対策

・鉄道通勤による職員の業務環境の整備

被災状況によっては、数週間出勤できない可能性もあることから、テレワークが行える環境を整備し、自宅にて支援業務にあたることができるようにする。

(5) その他の対策

- ・昼夜問わず様々な支援業務にあたること可能な環境の構築

緊急対応では、昼夜問わず支援業務を行わなければならない環境も想定されるため、下記のものを用意・備蓄する。

- 衣類・防寒具 ○ 作業用ゴム手袋 ○ 雨具 ○ 救急セット ○ ヘルメット
- 保存食（3日分） ○ 食品加熱袋 ○ 簡易食器 ○ 非常用給水バッグ ○ ポリ袋
- ラップ ○ ティッシュ ○ マスク ○ カイロ ○ ホイッスル ○ マッチ・ライター
- 簡易トイレ ○ 洗面用具 など

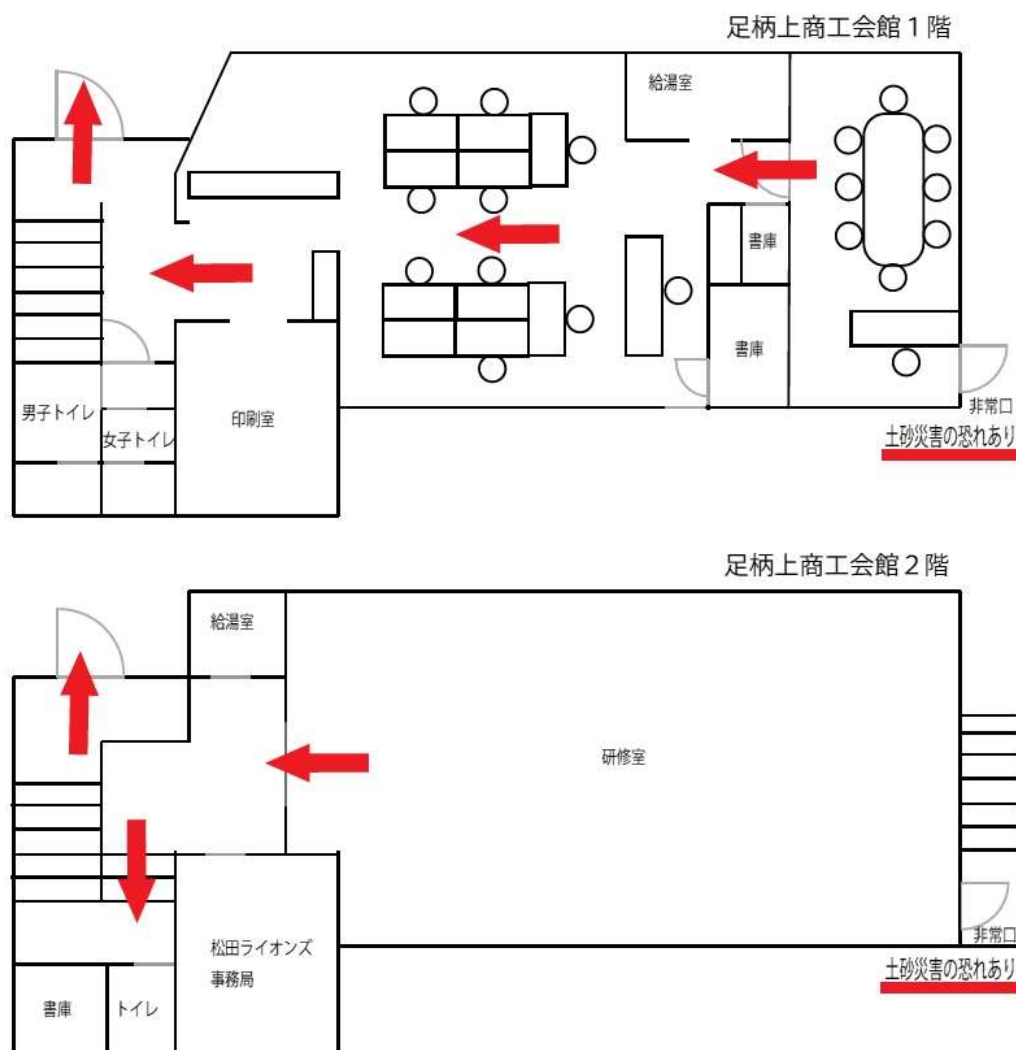
3-2. 商工会事業が受ける影響への対策

(1) 「人」への事前対策

- ・避難ルート構築

会館で現在設定されている非常口側から土石流が流れ込むことが想定されているため、下図の通り会館出入口を新たに非常口として設定する。

[会館脱出経路図]



(2) 「モノ」への事前対策

・商工会館被災に対する対策

最も近い避難施設である松田町役場関連施設（松田町役場分庁舎）に臨時事務所を設置する。また、同分庁舎内にある電話回線を活用する。また、仮設事務所設置の場所や方法など、万一の際の事務所設置について事前に協議しておく。

・IT 機器等設備被災に対する対策

PC 等端末に一部モバイル型の導入を図るとともに分散して保管し、すべての危機が損壊するリスクを下げる。また万一に備え、職員のプライベート PC が商工会端末として利用できるよう、クラウド化など緊急時に業務データへアクセスできる環境を整える。

・感染症等防止策

感染等の拡大を防ぐために、消毒液や検温、パーティションなどを常時準備し、リスクの低下を図っておく。

(3) 「金」への事前対策

・事務所運営に必要な資金の確保

危機時を見越し財政調整引当金の積み増しを行って資金を確保するとともに、金融機関と調整を行い、有事で銀行印等紛失した場合においても1日10万円まで引き出せる環境を整える。

(4) 「情報」への事前対策

・重要データのクラウド化

有事の際、臨時事務所で中枢事業が滞りなく行えるよう、会員名簿や労働保険名簿等重要書類をクラウド上のサーバーに保存する。また事業者 BCP 策定事業者をリスト化し、有事の支援活動で活用できる状態にする。

・被害状況に関する情報収集の仕組み構築

当会各町支部組織を活用して緊急連絡網を整備し、地区役員等から安否確認システムや報告様式2による報告など、被害状況が上がってくる仕組みを構築する。

・被害状況を共有する仕組みの構築

会員等へ、被害状況や復旧見通し等の情報伝達手段として、ホームページや SNS を活用し、情報を発信する環境を整える。またその更新は、複数の担当者が実施できるようにしておく。

・気象情報、防災情報を入手する手段の整理・構築

気象情報・防災情報（避難勧告・指示の発令状況など）を入手するための手段として、気象庁・国土交通省・各自治体防災ポータルサイトを閲覧できるよう整理しておくとともに、手動電動型の防災ラジオ等を準備し、停電時でも情報が入手できる環境を整える。

緊急事態等発生時の対応

1. 前提条件

本マニュアルは、以下に想定する緊急事態等のランクの内、最も危機レベルが高い A ランクにおいても、重要なサービス（中枢事業）を提供するために規定するものである。

(1) 被害ランク

危機ランク	緊急事態等の具体的な内容	インフラ被害状況
A 事務局機能 不能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 震度 5 強以上の地震発生、又は発生する恐れあり ■ 地震等による大津波発生、又は発生する恐れあり ■ 台風等による大災害が発生、又は発生する恐れあり ■ 大雨による災害が発生、又は発生する恐れあり ■ 大規模火災が発生 ■ その他、甚大な被害が発生、又は発生する恐れあり 	固定電話…1～7 日間不通 携帯電話…1～3 日間不通 電気…3～14 日間停止 交通…3～30 日間不通
B 事務局機能 大幅低下	<ul style="list-style-type: none"> ■ 震度 5 弱の地震が発生したとき ■ 洪水・津波・噴火・火災が発生、又は発生する恐れあり ■ その他、域内に被害が発生、又は発生する恐れあり ■ 気象庁から各種警報が発令 	電気…1 日停止 交通…半日不通
C 事務局機能 軽微な低下	<ul style="list-style-type: none"> ■ 震度 4 の地震が発生 ■ 地震に伴う津波等が発生する恐れあり ■ 気象庁から注意報が発令 ■ 商工会の近隣において停電、火災が発生 	

(2) 危機発生時の優先業務・危機発生時に生じる業務について

・優先業務

優先業務の内容 ※会員への個社支援を最優先し、組織運営にかかわる業務は縮小	① 金融支援 事業継続に不可欠な資金繰り支援等 ② 共済・保険などの契約状況確認 共済・保険金の請求支援等 ③ 労務・税務支援 雇用や給与等の相談に対応等 ④ 意見具申 会員・地域状況報告、支援策要望等
--	--

・危機発生時に生じる業務

生じる業務の内容 ※人命救助や救援活動をできる限り実施	① 役職員の安否確認 ② 会員の安否確認 ③ 会員等の被害状況を把握・情報提供 ④ 商工会館の被災状況を把握 ⑤ 事務局機能の復旧 ⑥ 備品等の提供 ⑦ 緊急相談窓口の設置
------------------------------------	--

自然災害等への対応

(感染症を除く)

2. 自然災害等における危機ランク A への対応（感染症を除く）

(1) 行動

時間	項目	対応の内容
〔初動〕 発災～当日	① 災害情報の入手および人命の安全確保	いち早く災害の原因や現在の情報を把握（以降、随時把握）し、その情報に基づき安全エリア（避難所）へ職員及び商工会館にいる役員・会員は一時避難
	② 役職員及びその家族の安否確認	職員は、安否確認システムに、自身及び家族の安否を記入。臨時事務所にいる職員で、役員及び連絡が取れない職員への安否確認を試みる（職員は連絡が取れるまで続ける）。
	③ 緊急時体制の構築	臨時事務所に、安全が確認された役職員で組織する危機対策本部を設置。以降は対策本部の指示に従う。
	④ 救援活動の支援	人命を救うため、72 時間以内の救援活動を支援
	⑤ 被害状況の把握	対策本部の指示に従い、商工会館の被害状況の把握とともに、周辺の被害状況を把握。
	⑥ 被害状況にあわせた対策の設定	インフラの被害状況に合わせ、今後の対応策を決定。対策本部の現場責任者及び役付職員を残し、他の職員は帰宅（帰宅困難者は避難所に宿泊）
発災翌日～3 日以内	① 会員の安否・被災状況の確認	役職員及び家族の安否確認に加え、会員の安否・被災状況について緊急連絡網等を活用して収集し、対策本部へ報告。
	② 救援活動の支援	人命を救うため、72 時間以内の救援活動を支援
	③ 支援業務割当	通勤の可否に合わせ支援業務を割り当てるとともに、テレワーク業務が難しい職員においては、自宅から出勤可能且つ人材が不足した商工会へ出勤させることも検討し配置。
	③ 被害情報等の発信	被害状況や復旧見通し、避難所情報等について、ホームページや SNS を活用して情報を発信。
4 日～1 週間以内	① 商工会館の使用可否検討	商工会館の被災状況及び今後の災害発生の可能性までを鑑みて、商工会館の使用可否を検討
	② 会員被災状況確認	被災レベルの高い地域及び事業者 BCP 非策定事業所など緊急性が高い事業所から順に巡回訪問等を再開し、会員の安否・被災状況を確認
	③ 支援物資・義援金の要請	把握した状況を対策本部に報告するとともに、必要な物資や義援金を要請
	④ 緊急相談窓口の設置	優先業務のうち、受付が可能なところから窓口を再開。

1ヶ月以内 1週間	① 事務局機能の早期復旧	電話・電気ほかライフラインの復旧度合に応じ、順次緊急相談窓口から平時の相談窓口にまで復旧させる。
	② 会員支援強化	会員の事業継続に向けて、被害状況に合わせた被災会員の支援を強化する。
	③ 事務所の復旧に要する費用算出	事務機能の完全復旧に向けて必要な費用を算出し、状況によっては要望。
1ヶ月	① 被災状況集計	商工会事務所および会員の被害状況を集計し、報告。併せて会員の事業復旧に係る施策の要望を実施。
	② 復旧に向けて	復旧状況に応じて対策本部による体制から執行部体制へと体制を変更し、把握できた被害への回復に向けて予算を動かせる状況を整え、復旧に向けた活動を加速。

(2) 対策本部の設置について

対策本部は、安全が確認でき、また出勤可能な役職員の役職に準じて「本部長」「現場責任者」「指導員責任者」「担当者」を配する。

なお、それぞれの役には、次の役職員を充てるものとする。※別紙3. 役職員連絡先一覧参照

- ・本部長 … 安全が確認された商工会役員において最も責任ある立場の役員
- ・現場責任者 … 安全が確認された商工会職員において最も責任ある立場の職員
- ・指導員担当者… 安全が確認された商工会指導員
- ・担当者 … 安全が確認された商工会職員
- ・支部役員 … 安全が確認された支部役員

※ 被災当初、安全が確認できない又は出勤不可で対策本部に付けなかった者が、対策本部へ参加できる状態となったとき、役職に準じて対策本部の役を引き継ぐこととする。

※ 令和4年〇月〇日時点の本部機構図は、別紙5. 対策本部機構図の通り

(3) 役職員の連絡先及び関係機関連絡先について

別紙3. 役職員連絡先一覧、別紙5. 関係機関連絡先一覧の通り。

なお、別紙3. 5及び別紙4（対策本部機構図）は、変更事項が発生次第、すぐに改定する。

3. 自然災害等における危機ランクB及びCの対応（感染症を除く）

(1) 行動

時間	項目	対応の内容
「初動」 発災当日	① 人命の安全確保	安全エリア（避難所・臨時事務所等）へ職員及び商工会館にいる役員・会員は一時避難
	② 職員安否確認	（業務時間内） 職員の点呼による安全確認。外出職員は職場へ連絡。職員自身で家族の安否確認実施。 （業務時間外） 安否確認システムにて連絡

	③ ライフライン及び商工会館の安全確認	ライフラインと商工会館の被災状況確認。
	④ 被害状況の調査	被災レベルが高い地域や事業者BCP非策定事業所等緊急性が高い順に、会員の被害状況調査を実施（～3日まで）
日 以 内 2 日 3	① 復旧・復興活動の支援	巡回・窓口業務を再開し、復旧活動を支援
	② 域内被害状況の取りまとめ	会員の被害状況を取りまとめ、自治体へ報告。及び県商工会連合会と共有

(2) 対策本部の設置について

設置しない。

感染症等発生時の対応

4. 感染症等発生における危機への対応

感染症等の発生においては、国（または県）による緊急事態宣言が発出された時点を経済危機と捉える。

(1) レベル・状況に応じた行動

	状況	当会の取り組み	会員への取り組み
ステージ0 (未発生時)	平常時	・各自、テレワーク可能な状態に業務を整理	通常通り
ステージ1 (海外発生期)	海外で発生しているが、国内では感染者が発生していない状態	・感染状況等の情報収集 ・感染予防対策に向けた準備確認	・海外での感染状況等の情報提供 ・海外渡航中止の呼びかけ
ステージ2 (国内発生早期)	地域内では感染拡大はみられないが、全国に感染が拡大しつつある状態	・危機対策本部設置 ・感染防止策の実施 ・感染状況情報収集 ・不要不急の行事の中止 ・会議中止ないしWEB会議に移行 ・国のガイドラインに基づく行動への準備	・国・県・町からの情報提供 ・融資及び感染防止策の上表提供 ・国や県などの支援策の情報や概要把握 ・町行政と支援策について協議
ステージ3 (国内感染期)	県内において新規感染者数が増加し、感染拡大の懸念が広がっている状態	・感染防止策継続 ・優先業務を中心とした業務執行体制へ ・感染状況情報収集	・資金繰り需要への対応 ・国県町の融資や支援金、感染防止策等の情報提供
緊急事態宣言等の発出期	感染拡大が止まらず、国から緊急事態宣言等が発出された状態	・優先業務に絞り込み ・テレワーク可能な職員のテレワーク実施	・支援策に基づく融資推薦及び金融機関への融資あっせん ・支援金や補助金の申請支援 ・セーフティネット保証への支援 ・その他、あらゆる経営支援の実施
小康期	感染拡大が収まりつつある、またはほぼ収束した状態	・危機対策本部解散 ・情報収集	・情報提供

(2) 対策本部の設置について

対策本部は、出勤可能な役職員の階級に準じて「本部長」「現場責任者」「指導員責任者」「担当者」を配する。

なお、それぞれの役には、次の役職員を充てるものとする。※別紙5. 役職員連絡先一覧参照

- ・本部長 … 健康が確認された商工会役員において最も責任ある立場の役員
- ・現場責任者 … 健康が確認された商工会職員において最も責任ある立場の職員
- ・指導員担当者… 健康が確認された商工会指導員
- ・担当者 … 健康が確認された商工会職員
- ・支部役員 … 健康が確認された支部役員

※ 令和4年7月1日時点の本部機構図は、別紙4. 対策本部機構図の通り

(3) 役職員の連絡先及び関係機関連絡先について

別紙3. 役職員連絡先一覧（災害時のみ公開）、別紙5. 関係機関連絡先一覧の通り。

なお、別紙3. 5及び別紙4（対策本部機構図）は、変更事項が発生次第、すぐに改定する。

※バージョンについて

記載方法/数値で、A. BCと記載

意味/C…足柄上商工会内での更新毎に数値を+

B…行政・関係機関のチェックを受け修正された更新毎に数値を+

A…公開する毎に数値を+

なお、上の位が更新されるごとに下位数値はリセットされる

別紙

別紙1 非常時持出品（準備品）および域内復旧に向け商工会が提供できる備品等

(1) 非常時持出品リスト

停電対策	○懐中電灯 ○電池 ○手動充電式ライト ○手動電動式ラジオ ○手動 or ソーラー携帯充電器 ○ランプ・ランタン
防災用品	○ヘルメット ○作業用ゴム手袋 ○救急セット ○ホイッスル ○ブルーシート
飲食物及び関連品	○保存食（3日分） ○飲料水（3日分） ○食品加熱袋 ○簡易食器 ○ラップ ○非常用給水バッグ ○マッチ・ライター ○ポリ袋 ○卓上コンロ ○コンロ用ガス缶 ○新聞紙
防寒用品	○衣類 ○雨具 ○カイロ ○防寒具 ○アルミブランケット
衛生用品	○簡易トイレ ○ティッシュ ○マスク ○洗面用具
業務に関する品	○筆記用具（鉛筆・ノート） ○現金（小銭） ○名簿類（データ）

※衣食等に関する用品は在籍職員分+3名分用意する。

(2) 域内復旧に向け商工会が提供できる備品リスト（商工会館にある備品）

- 公用車 ○脚立 ○コードリール ○工具 ○拡声器 ○ブルーシート ○石油ストーブ
○タオル ○トイレットペーパー ○灯油

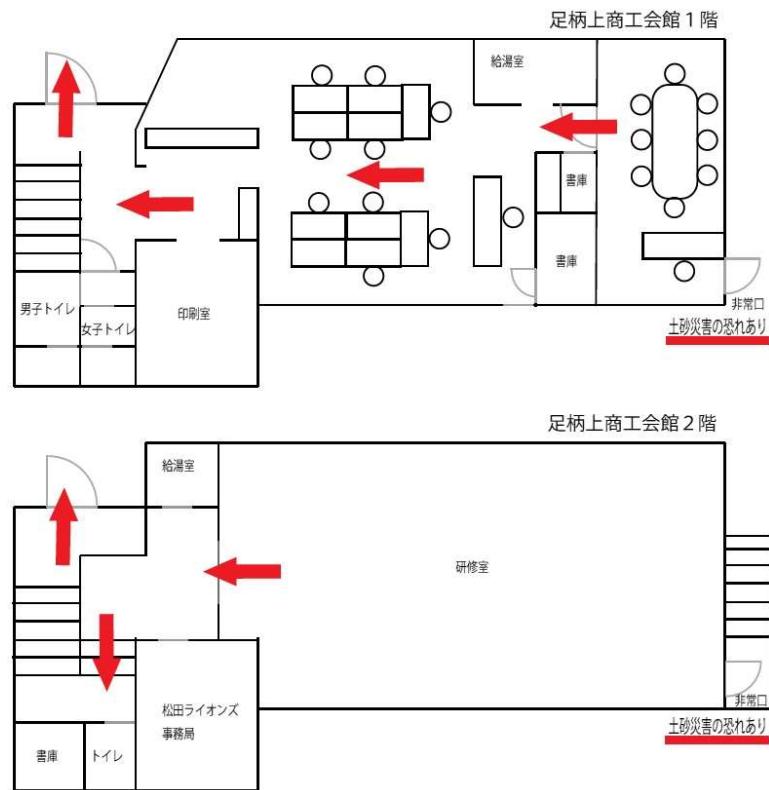
(3) 事務局機能維持に必要な書類等、及びその保管方法

必要な書類等	保管方法
役職員名簿（本マニュアル）	重要書類棚で保管、及びデータ化しクラウドへ保存
行政等への連絡先一覧（本マニュアル）	重要書類棚で保管、及びデータ化しクラウドへ保存
定款・諸規定集	重要書類棚で保管、及びデータ化しクラウドへ保存
帳簿	データ化しクラウド保存
公印・銀行印	金庫保管
預金通帳・証書	金庫保管
権利書・保険証書	金庫保管
申告書類	重要書類棚で保管
登記簿謄本	重要書類棚で保管
郵券（切手類）	金庫保管
非常用現金	金庫保管
PC	各職員机上

別紙2 避難ルート

(1) 商工会館内

非常口は、自然災害時は土砂災害の恐れがあるため使用しない。



(2) 避難場所

土砂災害の恐れがある地震・台風・大雨などの自然災害においては、三方に土砂災害の危険性があるため、下記の1ヶ所のみを避難場所とする。

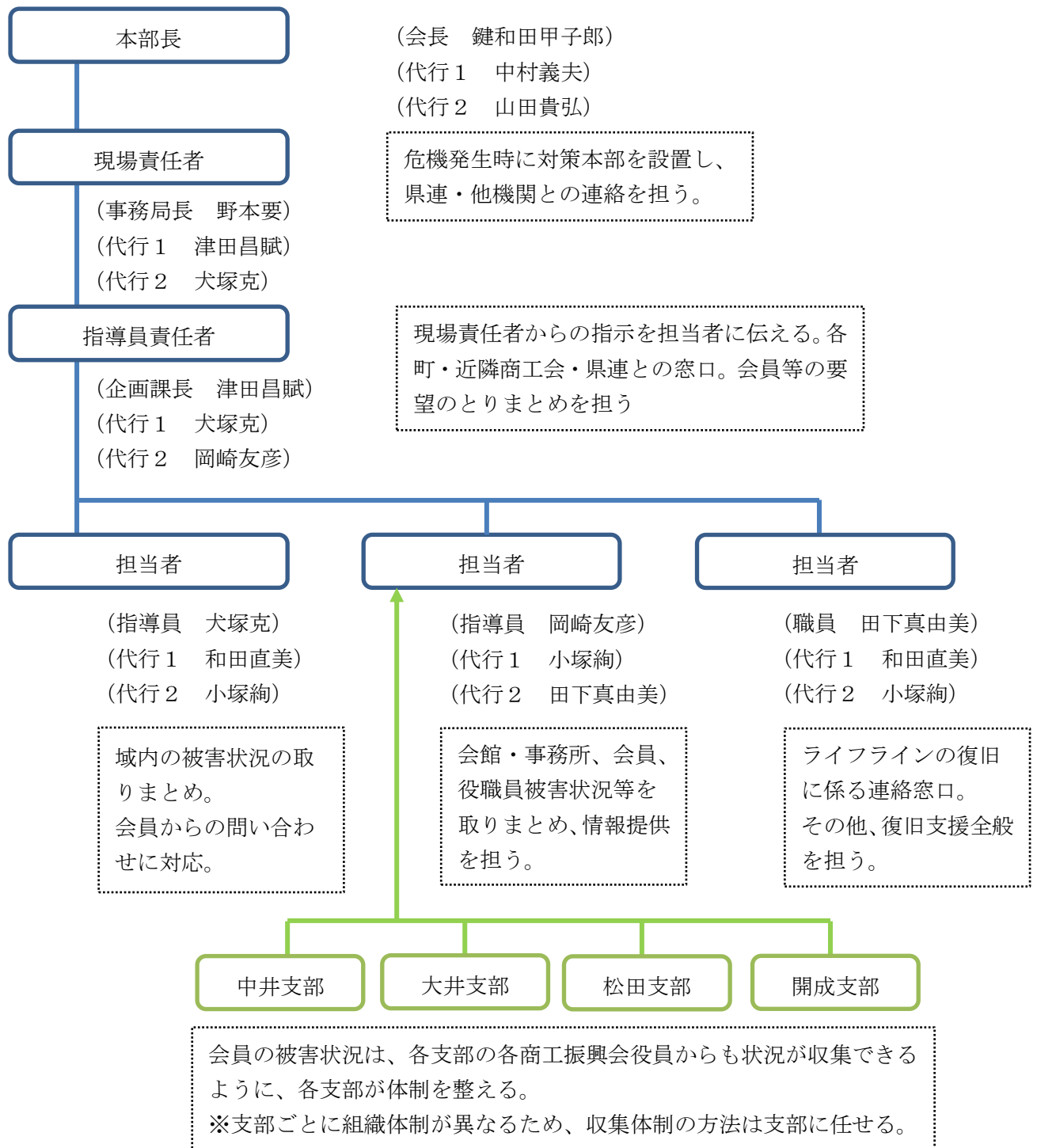
○ 松田町生涯学習センター 松田町松田惣領2078

(3) 避難場所へのルート



別紙4 危機対策本部機構図 [緊急連絡網]

※ () 内は令和4年7月1日の役職員に基づき、その全員が安全かつ出社可能であった場合の担当者



別紙5 関係機関連絡先一覧

(1) 商工会関係

- ・神奈川県商工会連合会 TEL: 045-633-5080
- ・山北町商工会 TEL: 0465-76-3451
- ・南足柄市商工会 TEL: 0465-74-1346
- ・全国商工会連合会 TEL: 03-6268-0088

(2) 関係機関

- ・中井町役場産業振興課 TEL: 0465-81-1115
- ・大井町役場地域振興課 TEL: 0465-85-5013
- ・松田町役場観光経済課 TEL: 0465-83-1228
- ・開成町役場産業振興課 TEL: 0465-84-0317
- ・神奈川県庁 TEL: 045-210-1111
- ・産業労働局 TEL: 045-210-5553
- ・小田原税務署 TEL: 0465-35-4511
- ・小田原保険福祉事務所(足柄上合庁) TEL: 0465-83-5111
- ・日本政策金融公庫小田原支店 TEL: 0465-23-3175
- ・県民共済(湘南プラザ) TEL: 0463-23-3030
- ・神奈川県福祉共済協同組合 TEL: 045-228-0774
- ・火災共済 TEL: 045-201-2727

(3) メディア

- ・テレビ神奈川 TEL: 045-651-1711
- ・神奈川新聞社 TEL: 045-227-1111
- ・湘南ケーブルネットワーク TEL: 0463-22-1213
- ・(株)ジェイコム湘南・神奈川小田原局 TEL: 0465-23-7869

(4) ライフライン

- ・電気(東京電力) TEL: 0120-99-5778
- ・ガス 小島総業 TEL: 0465-81-0040
- ナカネン TEL: 0465-83-6625
- 筆屋商店 TEL: 0465-83-0100
- 高橋商店 TEL: 0465-82-0073
- 古川 TEL: 0465-34-9101
- ・上下水道 中井町環境上下水道課 TEL: 0465-81-3903
- 大井町生活環境課 TEL: 0465-85-5011
- 松田町環境上下水道課 TEL: 0465-83-1227
- 開成町環境上下水道課 TEL: 0465-84-0314
- ・電話(NTTファイナンス) TEL: 03-6455-8810
- ・通信(大塚商会) TEL: 046-223-8011

(5) 交通情報

- ・鉄道 小田急お客様センター TEL: 044-299-8200
- JR 東海テレフォンセンター TEL: 050-3772-3910
- ・バス 富士急湘南バス TEL: 0465-82-1361
- 箱根登山バス関本営業所 TEL: 0465-74-0043

・タクシー 松田合同自動車 TEL：0465-83-0173

(6) その他

・気象庁 TEL：03-3212-8341

・小田原消防署松田分署 TEL：0465-84-0332

・松田警察署 TEL：0465-82-0110

・ホリデン TEL：044-944-6666

・ガソリンスタンド大井SS ナカネン TEL：0465-82-0584

報告様式

※報告書は、本マニュアル（BCP 計画）に記載する、連絡・共有体制に基づき実施する際に活用する。

様式1 被害状況等 統括報告書

_____による被害状況等 統括報告書

神奈川県商工会連合会 危機対策本部 御中

令和 年 月 日

商工会名：足柄上商工会 _____.

記入者名： _____.

月 日付調査に基づき、次の通り報告いたします。

項目	内容			
会員総数				
被害有無	なし			
	あり			
	不明			
安否	無事			
	負債			
	死亡			
	安否不明			
事業継続	可能			
	一時停止			
	廃業			
	不明			
事業所・工場の被害内容	なし			
	全壊			
	大規模半壊			
	半壊			
	一部破損			
	浸水			
	焼失			
	その他			
事業に係る被害詳細は、報告様式2に記載				
家屋の被害 (事業所と別の場合)	なし			
	全壊			
	大規模半壊			
	半壊			
	一部破損			
	浸水			
	焼失			
	その他			
商工会の被害	被害	あり	会館・事務所の被害状況	あり
	被害金額(万円)		会館・事務所の使用可否	不明
	その他要望・特記事項			

被害状況調査票

自治体・団体名： 中井町・大井町・松田町・開成町 足柄上働工会

管理番号	事業者名 (匿名可)	住所 (町名まで必須)	業種 (必須)	従業員数 (必須)	被害 件数 (必須)	被害額※1 (必須) 単位：千円	※「被害額」とは、被災前の状態に戻すために必要なおおよその額です。							被害状況 (任意)		
							土地 (事業用資産に 属する)	建物 (事業用資産に 属する)	機械設備	車両什器	什器備品	備品 原材料 仕掛品				
1						0										
2						0										
3						0										
4						0										
5						0										
6						0										
7						0										
8						0										
9						0										
10						0										
11						0										
12						0										
13						0										
14						0										
15						0										
16						0										
17						0										
18						0										
19						0										
20						0										
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 市町村で把握している中小企業の被害状況について、記載してください。また、必要に応じて行を追加してください。
 ※ 発災後3日目までは合計欄に件数及び総額のみを報告で可
 ※ 市町村報告先：神奈川県 中小企業支援課 中小企業支援グループ メール：chusho_saijai_ag31@pref.kanagawa.jp FAX：045-210-8972 電話：045-210-5556

様式2 事業者 被害状況調査票

要望・特記事項

項目	内容
要望	
特記事項	

